

市立四日市病院ガス需給仕様書

ガス供給事業者（以下「乙」という。）は、ガス供給事業法及びその他関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づきガスの供給を安定的に行い、市立四日市病院（以下「甲」という。）はその供給を受けるものとする。

1. 概要

- (1) 件名 市立四日市病院で使用するガス
- (2) 需要場所
名称 市立四日市病院
所在地 三重県四日市市芝田二丁目2番37号
- (3) 業種及び用途 病院

2. 需給期間

2024年3月分の一般ガス導管事業者が定める定例検針日の翌日 から
2027年3月分の定例検針日まで

3. 調達条件

- (1) ガスの種別 都市ガス 13A
- (2) 供給熱量 45MJ/m³
但し、一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。
- (3) 供給圧力 中圧B、低圧
- (4) 使用量等 別表のとおり
- (5) 取引メーター 別表のとおり
の仕様

4. 入札金額

(1) 入札金額は、第3条に基づき算出したガス需給にかかる1m³あたりの単価とし、銭の単位までとする。

- ※1 入札金額には、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。
- ※2 入札金額には、原料費調整制度に基づく調整料金を含まないものとする。
- ※3 入札金額には、石油石炭税等租税課金を含むものとし、入札時における石油石炭税等租税課金は、LNG 1,860円/t、LPG 1,860円/tとする。
- ※4 入札金額には、託送料金を含むものとし、入札時における託送料金は、一般ガス導管事業者が小売託送供給約款に定める令和5年4月時点の託送料金とする。

5. 契約

- (1) 契約は、落札金額に基づく単価契約（以下「基準単位料金」という。）とし、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとする。
- (2) 石油石炭税等租税課金及び託送料金に変更になった場合、又は、法改正に伴い必要と認められる場合については、契約単価を変更することができる。

6. 支払い

- (1) 乙は、ガス料金算定後、速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、甲は、乙の請求に基づき支払うものとする。
- (2) 支払い金額は、当該月のガス使用量に、第5条の基準単位料金に対して原料費調整制度に基づく調整をした金額（以下、「調整単位料金」※4という。）を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

※4 調整単位料金は、以下の計算式を用いて毎月算出するものとする。

$$\text{式1 調整単位料金（円、1銭未満切捨て）} = \text{基準単位料金} + \text{原料費調整額}$$

$$\text{式2 原料費調整額（円、1銭未満切捨て）} = \text{原料価格変動額} / 100 \times 0.081$$

$$\text{式3 原料価格変動額（円/t）} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \times 5$$

$$\text{式4 平均原料価格（円/t、10円未満四捨五入）}$$

$$= \text{LNG平均輸入価格} \times 6 \times 0.9576 + \text{LPG平均輸入価格} \times 7 \times 0.0466$$

※5 基準平均原料価格は、83,350円/tとする。

※6 LNG平均輸入価格は、当該月の5ヶ月前から3ヶ月前までの貿易統計値を用いるものとする。（例、9月分の料金の算定にあたっては、4月から6月までの値を用いる）

※7 LPG平均輸入価格は、当該月の5ヶ月前及び3ヶ月前までの貿易統計値を用いるものとする。

7. 精算額

ガス需給契約の履行に伴い、以下の場合において、精算額が発生するものとし、甲は乙にこの精算額を支払うものとする。

- (1) 年間引取量が未達の場合

$$\text{引取量未達精算額} = (\text{年間引取量} - \text{実績年間使用量}) \times$$

(年間のガス料金総額を実績年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額)

- (2) 最大時間使用量を超過した場合

$$\text{最大時間使用量超過精算額} = (\text{最大時間使用量実績} - \text{最大時間使用量}) \times$$

(当該エリアを供給する一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款の流量基本料金単価)

$$\times 12 \text{ヶ月}$$

8. 計量

- (1) ガス使用量の計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が設置した計量器の検針によるものとする。
- (2) 最大時間使用量の計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器の検針によるものとする。
- (3) ガス使用量及び最大時間使用量の検針は、一般ガス導管事業者が定める検針日に一般ガス導管事業者が行うものとする。

9. 報告

乙は、検針ごとにガス使用量（取引メーター毎及び合計）及び最大時間使用量を一覧表にまとめ甲に報告するものとする。

10. 保安

- (1) 乙は、ガス事業法の定めるところにより、消費機器の調査・危険発生防止周知を行うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端バルブとする。
- (3) 緊急時（災害を含む）に備え保安体制を整備するとともに、緊急事態発生の際には速やかに出動し、保安の確保に努めるものとする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項については、ガス事業法その他関係法令等に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

【 使用量等 】

最大時間使用量	430 m ³ /h
年間使用量 (予定)	1,500,000 m ³
年間引取量	1,250,000 m ³
年月 (検針月)	月別使用量 (予定)
2024年4月	80,000 m ³
5月	80,000 m ³
6月	120,000 m ³
7月	170,000 m ³
8月	200,000 m ³
9月	150,000 m ³
10月	80,000 m ³
11月	80,000 m ³
12月	120,000 m ³
1月	170,000 m ³
2月	140,000 m ³
3月	110,000 m ³
2025年4月	80,000 m ³
5月	80,000 m ³
6月	120,000 m ³
7月	170,000 m ³
8月	200,000 m ³
9月	150,000 m ³
10月	80,000 m ³
11月	80,000 m ³
12月	120,000 m ³
1月	170,000 m ³
2月	140,000 m ³
3月	110,000 m ³
2026年4月	80,000 m ³
5月	80,000 m ³
6月	120,000 m ³
7月	170,000 m ³
8月	200,000 m ³
9月	150,000 m ³

10月	80,000 m ³
11月	80,000 m ³
12月	120,000 m ³
1月	170,000 m ³
2月	140,000 m ³
3月	110,000 m ³

※年間使用量及び月別使用量は予定数量であり、この数量を保証するものではありません。

【 取引メーターの仕様 】

No.	使用場所番号	ガスメーター			引込圧力	契約最大使用量の判定方法	(うち、低圧分)
		型号	号数	番号			
1	00-4133-8508	RD	65	500006	中圧 B	負荷計測器	—
2	00-5323-6692	ND	16	2888	低圧	負荷計測器	負荷計測器
3	00-4133-8546	ND	100	4214	低圧	負荷計測器	負荷計測器
4	00-4133-8553	ND	100	4192	低圧	負荷計測器	負荷計測器
5	00-5335-5050	ND	6	1528	低圧	負荷計測器	負荷計測器
6	00-5335-5043	ND	16	2431	低圧	負荷計測器	負荷計測器
7	00-5338-9109	ND	40	1053	低圧	負荷計測器	負荷計測器
8	00-4133-8515	RD	65	500001	中圧 B	負荷計測器	負荷計測器
9	00-4133-8522	RD	65	500021	中圧 B	負荷計測器	負荷計測器